

令和6年1月10日

大分県消費者問題ネットワークと株式会社アーカイバーKEBとの間の
訴訟に関する判決について

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 判決の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人大分県消費者問題ネットワーク（以下「原告」という。）が、家庭教師の派遣事業、教育関係図書の販売事業等を業とする株式会社アーカイバーKEB（以下「被告」という。）に対し、被告が不特定かつ多数の消費者との間で学習教材購入契約・学習サポート契約を締結する際に現に使用し、又は今後使用するおそれのある、中途解約金に関する別紙記載の条項（以下「本件条項」という。）は、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第49条第2項第2号に違反し、同条第7項^(※)に基づき無効であると主張して、法第58条の22第2項第2号に基づき、①被告が消費者との間で上記契約を締結する際に本件条項を内容とする意思表示をすることの差止め、②本件条項が印刷された書面の破棄、③被告の従業員らに上記①及び②を指示することを求めた事案である（令和5年4月20日付けで大分地方裁判所に対して訴訟を提起）。

(※) 特定商取引に関する法律

第四十九条 [略]

2 役務提供事業者は、前項の規定により特定継続的役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

一 [略]

二 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として第四十一条第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額

3～6 [略]

7 前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。

(注) 上記の訴訟が提起された日現在の規定

(2) 結果

大分地方裁判所は、令和5年6月29日、被告が口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しないことから、被告において請求原因事実を争うこと

を明らかにしないものとして、これを自白したものとみなし、原告の請求を認容した（同年7月19日、判決確定）。

原告の主張の概要は次のとおりである。被告は、法第41条第1項第1号の定める役務提供事業者であり、本件条項は、特定継続的役務提供契約に関するものである。特定継続的役務提供契約が中途解約された場合の損害賠償等の額に制限を設けており、本件で問題となる家庭教師派遣業の場合、政令で定める損害賠償等の上限金額は2万円である。本件条項は役務提供開始前の中途解約の際、2万円に消費税2000円を加えた2万2000円を支払わなければならないとするものである。したがって、本件条項は、法第49条第2項第2号に違反するものであって、法第49条第7項に該当し、無効である。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人大分県消費者問題ネットワーク（法人番号8320005002407）

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社アーカイバーKEB（法人番号9290001035652）

4. 当該判決に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html

(別紙)

6、クーリングオフ期間経過後の中途解約に関する事項

上記、5の解除（クーリングオフ）期間経過後であっても、本契約の契約期間内であれば必要書面等で御申し出頂くことにより、本契約を中途解約することが出来ます。ただし、購入教材や映像講義やテキスト類のインストール済み機器（甲提供のパソコンやタブレット・モバイル端末等）と、その他周辺機器などは甲へ全て返還するものとし、解約時期に応じて甲及び乙に対して中途解約清算金をお支払いしていただきます。また、全額お支払い済みの際は甲または乙より以下b、に定める料率による算出金額を返金清算させていただきます。

a クーリングオフ期間経過後で、契約日が属する月中（役務提供前）での解約時
入会金（事務手数料） 20,000 円＋消費税をお客様は甲へ支払う。

（省令に基づく通常費用の範囲内請求）